

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年七月十六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十六号

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一「東京都北区立滝野川第三小学校の項中「東京都北区滝野川一丁目十二番二十七号」を「東京都北区十条仲原四丁目五番十七号」に改める。

付 則

この条例は、令和八年九月一日から施行する。